

【審査基準(標準処理期間を含む。)】

所管所属	循環型社会推進課
------	----------

産業廃棄物収集運搬業の更新許可の際の優良認定

根拠条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9第2号

法第14条第2項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間(同条第3項に規定する許可の有効期間をいう。)において法第14条の3の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 7年

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3

審査基準

認定に係る基準については、「平成23年2月4日付環廃対発第 110204005 号、環廃産発第 110204002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知の第11の2」による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に定める遵法性に係る基準への適合性の判断は、「令和2年2月25日付環循規発第2002251号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知」による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第2号に定める事業の透明性に係る基準への適合性の判断は、「平成30年2月2日付環循適発第1802021号・環循規発第180 2021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理課長・廃棄物規制課長通知の第2の2」及び「平成30年6月8日付環循規発第1806081号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知の第1」並びに「令和2年4月1日付環循規発第2004016号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知の第1の1、2及び第2の2」による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第5号から9号に定める財務体質の健全性に係る基準への適合性の判断は、「令和2年4月1日付環循規発第2004016号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知の第1の3」による。

標準処理期間

標準事務処理期間	標準事務処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
一日	機関	循環型社会推進課、総合事務所	機関	循環型社会推進課、総合事務所	
	期間	一日	期間	一日	